



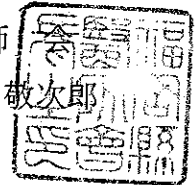
福岡県医発第1299号(地)

平成14年10月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原 敬次郎



看護師等による静脈注射の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会並びに福岡県保健福祉部医療指導課を通じ別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

静脈注射につきましては、昭和26年の厚生省通知により医師又は歯科医師が自ら行うべきものとされておりますが、本年5月に厚生労働省に「新たな看護のあり方に関する検討会」が設けられ、看護師等による静脈注射の実施の可否について検討がなされてきたところであります。

今般厚生労働省では、検討会中間まとめを踏まえて、昭和26年の行政解釈を改め、医師又は歯科医師の指示に基づく看護師等による静脈注射の実施を診療の補助行為の範疇として認めることとなりました。ただし、薬剤の血管注入による身体への影響が大きいことに変わりはないため、安全な実施を図るべく、医療機関に対しては研修の実施等を看護師等学校養成所に対しては教育内容の見直し等を求めています。

つきましては、本件につきましてご了解いただき、貴会会員へご周知方よろしくお願い申し上げます。

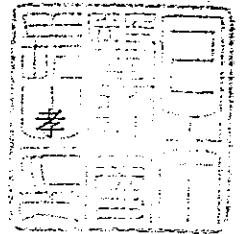
日医発第715号(地I125)

平成14年10月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄



看護師等による静脈注射の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記通知が発出されましたので、その写しをお送りいたします。

静脈注射につきましては、昭和26年の厚生省通知により医師又は歯科医師が自ら行うべきものとされておりますが、本年5月に厚生労働省に「新たな看護のあり方に関する検討会」が設けられ、看護師等による静脈注射の実施の可否について検討がなされてきたところであります(本会より柳田常任理事が委員として出席)。

今般厚生労働省では、検討会の中間まとめを踏まえて、昭和26年の行政解釈を改め、医師又は歯科医師の指示に基づく看護師等による静脈注射の実施を診療の補助行為の範疇として認めることとなりました。ただし、薬剤の血管注入による身体への影響が大きいことに変わりはないため、安全な実施を図るべく、医療機関に対しては研修の実施等を、看護師等学校養成所に対しては教育内容の見直し等を求めています。参考までに、検討会の中間まとめもお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員及び貴会管下看護師等養成所への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



14医指看第105号

平成14年10月10日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長



看護師等による静脈注射の実施について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、各医療機関において、看護師等を対象にした研修を実施するとともに、静脈注射の実施等に関して、施設基準や看護手順の作成・見直しを行い、また個々の看護師等の能力を踏まえた適切な業務分担を行う等、看護師が静脈注射を安全に実施できるような対応を講じられますよう、貴管下会員の医療機関に周知方お願い申し上げます。

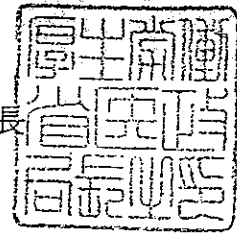


医政発第 0930002 号

平成 14 年 9 月 30 日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



看護師等による静脈注射の実施について

標記について、別添通知を各都道府県知事宛て発出しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

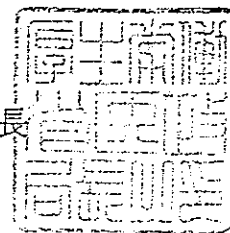
併せて、関係機関へ御周知いただくとともに、看護師等学校養成所、医療機関等において、看護師等が静脈注射を安全に実施できる体制を整えるのに御協力いただきますようお願いいたします。

医政発第 0930002 号

平成 14 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



看護師等による静脈注射の実施について

標記については、これまで、厚生省医務局長通知（昭和 26 年 9 月 15 日付け医収第 517 号）により、静脈注射は、医師又は歯科医師が自ら行うべき業務であって、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 5 条に規定する看護師の業務の範囲を超えるものであるとしてきたところであるが、今般、平成 14 年 9 月 6 日に取りまとめられた「新たな看護のあり方に関する検討会」中間まとめの趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方お願いいたしたい。

なお、これに伴い、厚生省医務局長通知（昭和 26 年 9 月 15 日付け医収第 517 号）及び同通知（昭和 26 年 11 月 5 日付け医収第 616 号）は、廃止する。

記

- 1 医師又は歯科医師の指示の下に保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）が行う静脈注射は、保健師助産師看護師法第 5 条に規定する診療の補助行為の範疇として取り扱うものとする。

2 ただし、薬剤の血管注入による身体への影響が大きいことに変わりはないため、医師又は歯科医師の指示に基づいて、看護師等が静脈注射を安全に実施できるよう、医療機関及び看護師等学校養成所に対して、次のような対応について周知方お願いしたい。

（１）医療機関においては、看護師等を対象にした研修を実施するとともに、静脈注射の実施等に関して、施設内基準や看護手順の作成・見直しを行い、また個々の看護師等の能力を踏まえた適切な業務分担を行うこと。

（２）看護師等学校養成所においては、薬理作用、静脈注射に関する知識・技術、感染・安全対策などの教育を見直し、必要に応じて強化すること。

平成14年9月6日

新たな看護のあり方に関する検討会中間まとめ

新たな看護のあり方に関する検討会は、平成14年5月31日から、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化、在宅医療の普及、看護教育水準の向上などに対応した新たな看護のあり方について検討を行うことを目的とし、①医師による包括的指示と看護の質の向上による在宅医療の推進 ②医療技術の進歩に伴う看護業務の見直し ③これらを推進するための方策等についてを検討課題として、これまで5回にわたり精力的に審議を行ってきたところである。

今回の中間まとめは、これまでの議論を踏まえ、論点の整理を行うとともに、看護師等による静脈注射の実施について意見をまとめたものである。

今後、残された論点について議論を深め、平成14年度中には最終報告書を取りまとめる予定としている。

1 これまでの議論を踏まえた論点の整理

(1) 時代の変化と新たな看護の役割

- 看護知識の増大、看護技術の発達、看護教育の高度化等により看護師等の知識・技能は大きく向上してきている。

一方、医療に対する国民のニーズは拡大・多様化し、看護師等に期待される役割は拡大しつつある。

- 平成13年度厚生労働科学研究「諸外国における看護師の新たな業務と役割」によれば、諸外国においても看護師の役割・業務は変化し拡大してきている。

フランスでは看護師独自の判断で行う活動、医師の指示で看護師単独で実施する活動、医師のそばで実施する活動とに分けられ、自由開業看護師が数多く活動している。アメリカでは専門看護師（CNS）やナースプラクティショナーが一定の薬剤の処方を含めてその判断で行える業務が規定されている。

- 一方、看護の独自の役割についても、多くの看護理論が現れてきており、アメリカの看護診断分類も我が国に紹介され活用されつつある。
- 我が国においても、看護師等の能力を可能な限り活用することにより、患者の視点に立った医療の提供を推進することは重要な課題である。特に、今後ますますニーズが拡大する在宅医療において、身体状況の変化などに対応し、患者が適切な看護ケアを迅速に受けられるようにするため、看護師等が行うことができる業務や関連諸制度などの見直しを行うことが必要である。

（２）看護師等の専門性を活用した在宅医療の推進

- 住み慣れた地域の中で療養生活を送りたいという患者のニーズに対応するためには、医療依存度の高い在宅療養者に対する看護ケアや増加するがん末期患者に対する在宅での疼痛緩和ケア等に対応できる訪問看護ステーションが少ない現状にある。
- また、訪問看護の開始や継続は、医師の訪問看護指示書に基づいて行われるが、指示の内容や範囲が必ずしも明確でない場合があり、患者の病態等の変動があった場合、新たに個別具体的な指示を必要とすることが多い。このため、多くの在宅療養者の主治医と連携して活動している訪問看護ステーションでは、必要なケアの提供までに時間を要している。
- 医師の指示は、医師と看護師等との連携の下、患者の病態の変化を予測した事前の「包括的指示」により、看護師等が柔軟に対応できるよう

なものであることが望ましい。看護師等は患者の状態を観察し判断して、その事前の「包括的指示」の範囲内で最も適切な看護が行えるようにする必要がある。

※本検討会で用いている「包括的指示」とは、
例えば在宅酸素療法を受けている患者の場合
安静時鼻カニューレ2ℓ/分
活動時（排便・散歩など）鼻カニューレ2ℓ/分～5ℓ/分まで状況に合わせて調節可
といった内容を指すものである。

- また、在宅医療を取り巻く関連諸制度の再検討の課題として、例えば、在宅における注射の取り扱いの見直し、在宅がん末期患者の疼痛を緩和するための麻薬製剤の適切な使用の促進、必要な衛生材料の供給体制、さらには、在宅患者の死亡時における看護師等の関わり方などの検討が必要との意見もあった。
- 今後、高齢化の進展や在院日数の短縮等を考えると、さらに在宅医療を推進していく必要がある。そのため看護師等は、医師、薬剤師等その他の職種と緊密な連携を図り、その専門性を発揮していくことが重要である。

2 看護師等による静脈注射の実施について

- 看護師等による静脈注射の実施については、厚生省医務局長通知（昭和26.9.15 医収517）において、①薬剤の血管注入により、身体に及ぼす影響が甚大であること ②技術的に困難であるとの理由により、看護師等の業務範囲を超えているとの行政解釈が示されてきた。
- 一方、平成13年度に実施された看護師等による静脈注射の実態についての厚生労働科学研究の結果では、①94%の病院の医師が看護師等に静脈注射を指示している、②90%の病院の看護師等が日常業務として静脈注射を実施している、③60%の訪問看護ステーションで静脈注射を実施しているということが明らかになった。

- この行政解釈が示されて以来50年以上が経過し、その間の看護教育水準の向上や、医療用器材の進歩、医療現場における実態との乖離等の状況も踏まえれば、医師の指示に基づく看護師等による静脈注射の実施は、診療の補助行為の範疇として取り扱われるべきであると考えられる。
- ただし、薬剤の血管注入による身体への影響が大きいことには変わりがなく、医療安全の確保は何よりも優先されるべきものであり、解釈変更で患者の安全性が損なわれることのないようにすべきことは言うまでもない。本検討会においても、医療機関によっては、人員配置を手厚くすべきではないか、静脈注射を実施できる看護師等の条件を定める必要があるのではないかと、ガイドライン等が必要ではないかなど、様々な意見が出されたところである。
- このため、まず、厚生労働省においては、医師の指示に基づく看護師等による静脈注射の実施について、行政解釈を改めることが必要である。

また、看護基礎教育における教育内容や卒後の医療機関等における研修内容についても、その骨子を示し、教育現場や医療機関における取組みを促進することが必要である。

併せて、医療機関においては、本年10月から病院等に医療安全管理体制の確立を図ることが義務づけられること等も踏まえて、医師の指示に基づいて看護師等による静脈注射が安全に実施できるよう、静脈注射の実施や注射薬の取扱いに関して、施設内基準や看護手順の作成、見直しを行い、また、個々の看護師等の能力を踏まえた適切な業務の分担を行うことが求められる。